

朝日町新庁舎建設基本計画の策定について

町では新庁舎建設に係る検討を行っており、外部委員から構成される新庁舎建設基本計画策定委員会での審議や町民の皆様からいただいたパブリックコメントでのご意見を踏まえ、「朝日町新庁舎建設基本計画」を策定しました。

策定した基本計画及び基本計画（概要版）は、総務課

及び町図書館で閲覧できるほか、町ホームページでもご覧いただけます。

二次元コードを読み取っていただくと、簡単にアクセスできますので、ぜひご覧ください。

問い合わせ先 総務課 TEL 377-5651



令和7年度のわかりやすい予算書が完成しました。

町の予算書は、分厚く、数字だらけでわかりにくいといわれています。

そのため、朝日町では、町民の皆様当初予算の内容をわかりやすくお伝えするために、『まちの家計簿－わかりやすい予算書－』を作成しました。

本書には、予算の成り立ちから令和7年度の主な取り組みまで、予算に関わることを幅広く掲載しております。

予算だけではなく、行政のしくみについて少しでも興味をもっていただけると幸いです。

『まちの家計簿－わかりやすい予算書－』は町ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

問い合わせ先 総務課 TEL 377-5651



ごみの野外焼却やめてください！

■廃棄物の焼却禁止

町へ寄せられる環境に関する苦情のうち、焼却灰による洗濯物などへの汚れ、煙や臭いにより気分が悪くなったなど廃棄物の焼却に関するものが多くなっています。

焼却は、火災の心配や、ダイオキシンなどの発生原因ともなり、焼却している人自身の健康にも影響を及ぼすと言われています。

■なぜ？いけないのか？

屋外でのごみ焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き禁止されています。

例外と言えども、むやみに焼却して良いというわけではありません。周辺の生活している人の立場にたって、生活環境へ十分配慮してください。また、このような場合でも、廃タイヤや廃塩化ビニールなどの焼却は禁止です。

例外となる焼却方法	具体的な例
■国または地方公共団体がその施設を管理するために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
■震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
■風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事
■農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、あぜ草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却
■たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー ※軽微なものとは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことをいいます。

※例外となる方法で焼却していても、周辺から苦情等通報があった場合は焼却を止めていただきます。

■どうすればいいのか？

廃棄物は、分別の上、収集日や収集方法を守って処理してください。また、一時的に多量に発生する場合は直接「環境クリーンセンター」へ持ち込みいただく方法がありますので、その際には事前に防災環境課までご相談ください。

問い合わせ先 防災環境課 TEL 377-5610

■町民の皆様へ

屋外焼却や不法投棄といった廃棄物の不適正な処理が朝日町内で発生しています。これら不適正処理の早期発見・回復のため、防災環境課をはじめ関係機関は指導等行っておりますが、町民の皆様のご協力も必要不可欠です。屋外焼却や不法投棄を発見した場合は当課までご連絡をお願いいたします。

はかりの検査を受けましょう

取引や証明に使用するはかりは、2年に1度検査が必要です。このため、三重県計量検定所では右記のとおり定期検査を実施します。

日時 7月1日（火）
10時30分～15時
場所 朝日町役場 駐車場
手数料 計量器の種類や能力によって異なります。
支払いは現金でお願いします。

問い合わせ先
三重県計量検定所
TEL 059-223-5071
産業建設課
TEL 377-5658